

令和 7 年版

静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

目 次

第1章 総 説

1 労働情勢の概観	1
2 主な活動状況等	3
3 労働委員会の構成	4
4 総会及び公益委員会議の開催状況	7

第2章 不当労働行為の審査等

1 概 況	11
2 不当労働行為事件一覧表	12
3 労働組合の資格審査	13
4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示	14

第3章 労働争議の調整

1 概 況	15
2 労働争議調整事件一覧表	16
3 終結事件の調整概要	18
4 労働争議実情調査	26

第4章 個別的労使紛争のあっせん

1 概 況	27
2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	28

第5章 連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況	30
2 委員研修実施状況	33
3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況	34

第6章 資 料

1	不当労働行為事件処理状況一覧表	36
2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	37
3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	38
4	実効確保申立ての状況一覧表	39
5	県労委命令交付後の経過一覧表	41
6	調整事件処理状況一覧表	49
7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	50
8	調整事件産業別申請件数一覧表	51
9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	52
10	労働争議実情調査件数一覧表	53
11	個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表	54
12	個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表	55
13	個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表	56
14	個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表	57
15	静岡県労働委員会の沿革と権限	58

<収録内容について>

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和7年1月から同年12月までのものである。

総

説

第 1 章

1 労働情勢の概観

(1) 全国の労働情勢

令和7年の全国の経済情勢は、米国による追加関税措置の影響から、輸出が伸び悩んだものの、個人消費、設備投資等が増加し、令和7年の実質国内総生産は前年比1.1%増（速報値）、名目国内総生産は前年比4.5%増（速報値）と、いずれもプラス成長となった。

令和8年も緩やかなプラス成長が予想されているものの、物価上昇、日本の主要な貿易相手国である米国及び中国の政策動向等、不安要因も存在する。

こうした中、政府は「生活の安全保障・物価高の対応」「危機管理投資・成長投資による『強い経済』の実現」「防衛力と外交力の強化」を柱とする総合経済対策を令和7年11月21日に閣議決定した。

雇用情勢をみると、令和7年の有効求人倍率は1.22倍（前年比0.03%低下）であった。また、完全失業率は2.5%（前年と同じ）であった。

少子化により、生産年齢人口が減少しているものの、高齢者や女性の労働参加が進んだことで、労働力人口は令和7年平均で7,004万人となり、初めて7,000万人を超え、過去最多となった。実際に働いている就業者数も6,828万人と過去最多だった。

厚生労働省が公表した令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（集計対象：妥結額などを把握できた資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業）によると、平均妥結額は18,629円で、前年に比べ1,214円増となった。現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は5.52%で、前年（5.33%）に比べ0.19ポイント増となり、賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

一時金の妥結状況について、夏季一時金の平均妥結額は946,469円（前年比47,715円増加）であり、年末一時金の平均妥結額は957,184円（前年比65,724円増加）となっている。

厚生労働省が公表した令和7年労働組合基礎調査によると全国の労働組合数及び労働組合員数は22,244組合、992万7千人で、前年より、組合数は268組合減少し、組合員数は1万5千人増加した。また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は16.0%で、前年より0.1ポイント低下している。

女性の労働組合員数は354万5千人で、前年に比べ4万人（1.1%）の増加、推定組織率（女性雇用者数に占める労働組合員数の割合）は12.3%で、前年より0.1ポイント低下している。

パートタイム労働者の労働組合員数は149万4千人となっており、前年に比べて3万1千人（2.1%）の増加、全労働組合員数に占める割合は15.1%で、前年より0.2ポイント上昇している。また、推定組織率（パートタイム労働者数に占める労働組合員数の割合）は8.8%で、前年と同水準となっている。

雇用・労働関係制度の主な改正については下表のとおりである。その他、雇用保険における自己都合離職者の給付制限の見直し、高齢雇用継続給付の給付率引下げ等が実施されている。

実施	創設制度	制度内容
4月 から	出生後休業支援給付	子の出生後の一定期間内に両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、既存の子育て休業給付と合わせて休業開始前の手取り10割相当を受給できる。
	育児時短就業給付	子が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%相当を受給できる。
10月 から	教育訓練休暇給付金	労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を受給できる。
	リ・スキリング等 教育訓練支援融資事業	個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費の融資を受けられる。

(2) 県内の労働情勢

令和7年の経済情勢は物価上昇及び米国による追加関税措置の影響を受け、自動車関連を中心に受注減や収益環境の悪化が懸念されたものの、日本銀行静岡支店が公表した令和7年12月の静岡県の企業短期経済観測調査によると、県内企業の景況感を示す業況判断指数が、全産業でプラス8となり、9月の前回調査から3ポイント改善するなど、持ち直しの兆しがみられる。

雇用情勢をみると、令和7年の有効求人倍率は1.07倍（前年比0.06ポイント低下）で、全国値を0.15ポイント下回った。また、完全失業率は2.2%（前年と同じ）であり、全国値を0.3ポイント下回った。

有効求人倍率については、島田・榛原地域（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）において、令和6年度平均値が0.83にとどまるなど、労働力人口に対する当該地域内に居住する求職者の割合が高く、かつ、求職者の総数に比して著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内で就職することが困難な状況であるとして、令和7年10月1日から、同地域が、県内においては13年ぶりに地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」に指定された。指定期間中、同地域において、国の助成措置（地域雇用開発助成金）の適用等、地域の雇用開発を促進するための取組が進められることとなった。

静岡県が調査した民間労働組合の春季賃上げの妥結状況について、平均妥結額が、加重平均で17,381円（前年比3,114円増加）、賃上げ率で5.38%（前年比0.78%増加）であり、比較可能な平成10年調査以来、最高となった。

一時金の妥結状況について、夏季一時金は、平均妥結額が加重平均で818,387円（前年比7,587円増加）、支給月数で2.54か月（前年比0.08か月分減少）であり、年末一時金は、平均妥結額が加重平均で810,444円（前年比22,134円増加）、支給月数で2.51か月（前年比0.05か月分減少）であり、支給月数は、昨年より僅かに減少したものの、金額としては、比較可能な平成10年調査以来、最高額となった。

令和7年静岡県労働組合基礎調査によると、県内の労働組合数及び労働組合員数は1,088組合、277,153人で、前年より、組合数は20組合減少し、組合員数は4,357人減少した。男女別労働組合員数では、男性が184,152人（全体の66.4%）、女性が93,001人（同33.6%）で、前年より、男性は3,696人減少し、女性は661人減少した。なお、推定組織率は16.4%と、前年と横ばいであった。

また、顧客等の権利の保護に配慮しつつ、就業者の安全及び心身の健康並びに事業者の安定した事業活動の確保を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、令和7年10月17日、「静岡県カスタマーハラスメント防止条例」を公布しており、令和8年4月1日から施行される予定である。

今後、県として、カスタマーハラスメントの防止に関する指針の策定、カスタマーハラスメントの防止に係る支援の事業等に関する情報の提供、カスタマーハラスメントの防止に資する行動に関する啓発及び教育、カスタマーハラスメントの防止に関する相談及び助言を実施していくことになっている。

2 主な活動状況等

(1) 主な活動状況（令和7年1月～令和7年12月）

① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

ア 不当労働行為の審査

(単位：件)

取扱件数			終結状況							翌年 繰越
前年 繰越	新規 申立	計	命令	決定	棄却	和解	取下	計	平均 処理 日数	
1	1	2	0	0	0	1	1	0	385(日)	0

(注)処理日数とは、申立から終結までの日数

イ 労働争議の調整

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 所要 日数	
2	6	8	3	4	1	0	8	86(日)	0

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数

ウ 個別的労使紛争のあつせん

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 処理 日数	
2	12	14	6	6	0	0	12	60(日)	2

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数

② 労働組合の資格審査

(単位：件)

取扱件数			処理状況				翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	
1	2	3	1	2	0	3	0

③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業34件（前年繰越0件・新規34件）について、実情調査を実施した。

④ その他（労働委員会業務の周知・広報）

労働相談・個別的労使紛争あつせん周知チラシ、学生向けチラシ、経営者向けリーフレットの関係機関への配布により、労働委員会業務の周知・広報を図っている他、個別労働紛争処理制度周知月間（10月）において、各種広報誌掲載、ポスター掲示、ラジオ放送、デジタルサイネージ等、重点的に広報活動を実施した。

また、使用者委員が講師となって、雇用に関して使用者として知っておくべき法令等の知識、実際にトラブルとなった事例や紛争解決制度などを説明することで、使用者の意識改革を促し、紛争の未然防止を図る「労使トラブル未然防止講座」を実施した。

(2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における審査期間の目標は、令和5年度から15か月とした。なお、令和7年中に終結した不当労働行為事件(2件)の平均処理日数は385日(12.7か月)であった。

2 労働委員会の構成

(1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各 5 人、計 15 人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は 2 年である。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理（会長に故障がある場合に代理する委員）が置かれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第 46 期の会長は宮田逸江委員、会長代理は縣郁太郎委員である。

第 46 期委員（令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日）

◎会長 ○会長代理（令和 7 年 12 月末現在）

区分	氏名	現職等	委員歴
公益委員	◎ 宮田 逸江 (みやた いつえ)	弁護士	平 30. 6. 1 (第 43 期) ~
	○ 縣 郁太郎 (あがた いくたろう)	弁護士	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	笹原 恵 (ささはら めぐみ)	国立大学法人静岡大学 学術院情報学領域教授	平 26. 6. 1 (第 41 期) ~
	本庄 淳志 (ほんじょう あつし)	国立大学法人静岡大学 人文社会科学部教授	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	白井 正人 (しらい まさと)	弁護士	令 6. 6. 1 (第 46 期) ~
労働者委員	角山 雅典 (かくやま まさのり)	連合静岡会長	令 6. 6. 1 (第 46 期) ~
	菅 勝幸 (すが まさゆき)	前 U A ゼンセン 静岡県支部支部長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	高橋 真澄 (たかはし ますみ)	トクラス労働組合執行委員長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	齋藤 裕光 (さいとう ひろみつ)	ヤマハ発動機労働組合副中央執行委員長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	河野 由香里 (こうの ゆかり)	全矢崎労働組合中央副執行委員長	令 6. 6. 1 (第 46 期) ~
使用者委員	秋山 辰巳 (あきやま たつみ)	元一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事	平 24. 11. 1 (第 40 期) ~
	高井 正人 (たかい まさと)	元ヤマハ株式会社執行役員 人事・総務本部長	令 2. 6. 1 (第 44 期) ~
	山崎 伊佐子 (やまざき いさこ)	フジ物産株式会社代表取締役社長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	松下 恵美子 (まつした えみこ)	三協紙業株式会社代表取締役社長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ~
	天野 崇志 (あまの たかし)	元一般財団法人静岡県銀行協会 専務理事 事務局長	令 5. 7. 1 (第 45 期) ~

(2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和7年12月末現在)

氏名	現職等
宮田 逸江	弁護士、労働委員会委員
縣 郁太郎	弁護士、労働委員会委員
笹原 恵	静岡大学大学院情報学領域教授、労働委員会委員
本庄 淳志	静岡大学人文社会科学部教授、労働委員会委員
白井 正人	弁護士、労働委員会委員
菅 勝幸	前UAゼンセン静岡県支部支部長、労働委員会委員
高橋 真澄	トクラス労働組合執行委員長、労働委員会委員
齋藤 裕光	ヤマハ発動機労働組合副中央執行委員長、労働委員会委員
角山 雅典	連合静岡会長、労働委員会委員
河野 由香里	全矢崎労働組合中央副執行委員長、労働委員会委員
秋山 辰巳	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
高井 正人	元ヤマハ株式会社執行役員人事・総務本部長、労働委員会委員
山崎 伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
松下 恵美子	三協紙業株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
天野 崇志	元一般財団法人静岡県銀行協会専務理事 事務局長、労働委員会委員
高松 敏夫	労働委員会事務局長
浅田 伸明	労働委員会事務局調整審査課長

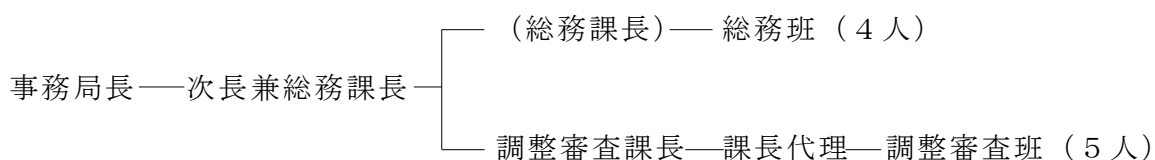
(3) 事務局

①本務職員

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成 11 年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成 12 年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成 22 年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和 7 年度における事務局の組織)



②兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握、労働問題に関する身近な相談の実施により、紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員及び労働相談員が、委員会の事務を兼務している。

(令和 7 年度における兼務職員の配置)

- 東部県民生活センター（沼津市）… 3 人
- 中部県民生活センター（静岡市）… 3 人
- 西部県民生活センター（浜松市）… 3 人

4 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心にして業務を行っている。

総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会を開催することとしている。令和7年は20回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和7年は14回開催した。

(1) 総会

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1734	R7. 1. 22	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1733回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(6(調)4号)[打掛け] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)14号)[開始] (4) 令和7年度総会の日程 (5) 労働委員会制度創設80周年記念行事第2回企画委員会について (6) 大規模災害時における安否確認
1735	R7. 2. 12	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 — 天野	(1) 総会及び公益委員会議における委員の個人端末の使用について (2) 第1734回総会(定例)の議事録 (3) 第1663回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あつせん事件(6(調)4号)[打切り] (5) 争議行為の予告 (6) 命令研究会(労委労協)の結果報告 (7) 令和7年度諸会議等の日程 (8) 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会の検討状況
1736	R7. 2. 26	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 — — 天野	(1) 第1735回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(6(調)5号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)12号)[解決] (4) 争議行為の予告 (5) 関東ブロック労委労協第47回総会及び研修会の結果報告
1737	R7. 3. 12	○ 宮田 縣 — 本庄 白井	菅 高橋 — 角山 —	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 静岡県労働委員会公文書管理規程の制定 (2) 静岡県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (3) 第1736回総会(定例)の議事録 (4) 第1664回公益委員会議の議事の概要 (5) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告] (6) 争議あつせん事件(7(調)1号)[開始] (7) 争議行為の予告 (8) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について
1738	R7. 3. 26	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 — 角山 河野	秋山 高井 — 松下 天野	(1) 第1737回総会(定例)の議事録 (2) 第1665回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(7(不)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)14号)[解決] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)1号)[開始] (6) 労働争議の終結状況 (7) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (8) 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営委員会の選任について (9) 令和7年度労働委員会の広報に係る取組 (10) 令和7年2月議会報告
1739	R7. 4. 9	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) あつせん員候補者の委嘱 (2) 第1738回総会(定例)の議事録 (3) 第1666回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あつせん事件(7(調)1号)[解決] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)2号)[開始] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)3号)[開始] (7) 労働争議の終結状況 (8) 不当労働行為事件における審査期間の目標について (9) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (10) 命令研究会(労委労協)の結果報告 (11) 令和6年度主要業務の執行状況 (12) 令和7年度事務局体制

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1740	R7. 5. 14	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1739回総会(定例)の議事録 (2) 第1667回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(7(調)2号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)1号)[解決] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)2号)[打切り] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)3号)[解決] (7) 労働争議の終結状況 (8) 令和7年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する協賛名義の使用許可
1741	R7. 5. 28	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 — 松下 天野	(1) 当委員会における文書の管理及び廃棄について (2) 第1740回総会(定例)の議事録 (3) 第1668回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)4号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)5号)[開始] (6) 争議行為の予告 (7) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (8) 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について
1742	R7. 6. 25	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1741回総会(定例)の議事録 (2) 第1669回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(7(調)3号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の結果報告
1743	R7. 7. 9	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1742回総会(定例)の議事録 (2) 第1670回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(7(調)2号)[取下げ] (4) 労働争議の終結状況 (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定について (6) 第39回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果報告 (7) 令和7年6月議会の報告
1744	R7. 7. 23	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	— 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 — 松下 天野	(1) 第1743回総会(定例)の議事録 (2) 第1671回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)4号)[打切り] (4) 第156回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員の選任
1745	R7. 8. 20	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 —	秋山 高井 山崎 — 天野	(1) 第1744回総会(定例)の議事録 (2) 第1672回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(6(不)1号)[取下げ] (4) 争議あつせん事件(7(調)3号)[解決] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)5号)[解決] (6) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について (7) 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題回答の検討 (8) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (9) 令和7年度監査・決算審査の報告
1746	R7. 9. 11	○ 宮田 縣 笹原 本庄 —	— 高橋 齋藤 角山 —	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1745回総会(定例)の議事録 (2) 第1673回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)6号)[開始] (4) 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (6) 令和7年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の結果報告 (7) 令和7年度委員研修会の開催について
1747	R7. 9. 24	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 地方自治法改正に係る静岡県労働委員会のサイバーセキュリティを確保するための方針策定について (2) 第1746回総会(定例)の議事録 (3) 第1674回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あつせん事件(7(調)4号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 第157回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会開催概要 (7) 令和7年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における取組

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1748	R7. 10. 8	○ 宮田 縣 一 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1747回総会(定例)の議事録 (2) 関東ブロック労委労協第21回委員研修会の結果報告 (3) 中央労働委員会主催課題検討会における本県事例の紹介 (4) サイバーセキュリティ方針策定に係る各機関の回答状況と今後のスケジュール及び方針(案)の一部修正について (5) 監査結果に関する報告
1749	R7. 10. 29	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1748回総会(定例)の議事録 (2) 不当労働行為事件(7(不)1号)[取下げ] (3) 争議あつせん事件(7(調)5号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)6号)[打切り] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)8号)[開始] (6) 争議行為の予告 (7) 使用者委員等による出前講座(労使トラブル未然防止講座)の実施について (8) 第157回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催日時、会場について (9) 令和7年9月議会の報告
1750	R7. 11. 12	○ 一 縣 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 一 山崎 松下 天野	(1) 第1749回総会(定例)の議事録 (2) 第1675回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(7(調)6号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)8号)[打切り] (5) 争議行為の予告 (6) 第156回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (7) 令和7年度決算特別委員会の報告
1751	R7. 11. 26	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 一	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1750回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)7号)[開始] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)9号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果報告 (6) 第156回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について
1752	R7. 12. 10	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1751回総会(定例)の議事録 (2) 第1676回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)7号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)10号)[開始] (5) 労働争議の終結状況 (6) 令和7年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告 (7) 第48回関東ブロック労委労協幹事会の結果報告
1753	R7. 12. 24	○ 宮田 一 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1752回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(7(調)4号)[打切り] (3) 争議あつせん事件(7(調)5号)[解決] (4) 争議あつせん事件(7(調)6号)[打切り] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)9号)[打切り] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)10号)[解決] (7) 個別的労使紛争あつせん事件(7(個)11号)[開始] (8) 第81回全国労働委員会連絡協議会の議題(案)の提出について (9) 第156回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (10) 令和7年12月議会の報告

(2) 公益委員会議

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1663	R7. 1. 22	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告]
1664	R7. 2. 26	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告]
1665	R7. 3. 12	○宮田 縣 一 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件における審査期間の目標について (2) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における公益委員打合せ 会及び第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催について
1666	R7. 3. 26	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(7(不)1号)[申立て] (2) 資格審査関係(7(不)1号) (3) 令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集に ついて (4) 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1667	R7. 4. 9	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1668	R7. 5. 14	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題提案について
1669	R7. 5. 28	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告 (2) 第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1670	R7. 6. 25	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告] (2) 非組合員の認定告示
1671	R7. 7. 9	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(7(不)1号)[報告]
1672	R7. 7. 23	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について
1673	R7. 8. 20	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[取下げ] (2) 資格審査関係(6(不)1号) (3) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について (4) 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答の検討 (5) 第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討 (6) 令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催要領につ いて
1674	R7. 9. 11	○宮田 縣 笹原 本庄 一	(1) 第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告
1675	R7. 10. 29	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(7(不)1号)[取下げ] (2) 資格審査関係(7(不)1号) (3) 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の結果報告
1676	R7. 11. 26	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 第95回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和7年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は6(不)1号及び7(不)1号の2件で、新規に申し立てられたものは1件である。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
係 属	前年からの繰越		2	0	0	1	1	
	新 規 申 立		0	0	1	2	1	
	計		2	0	1	3	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	1	0	0	0	0
		棄 却		1	0	0	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		0	0	0	1	1
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		0	0	0	1	1
	翌年への繰越		0	0	1	1	0	
	計		2	0	1	3	2	
	終結事件の平均処理日数(日)			530	—	—	163	385

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	上部 団体	被申立人	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
6 (不) 1	ユニオンX	無	有限会社Y 他1社	卸売業、小売業	団交拒否	2号	6. 2. 22 7. 8. 5	531	6. 4. 19 (5) — (—) —	取下 げ	
7 (不) 1	X組合	有	株式会社Y	その他サービ ス業	団交拒否	2号	7. 3. 4 7. 10. 28	239	7. 6. 27 (2) — (—) —	関与 和解	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否か審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年 繰越分	不当労働行為	0	1	0	0	1
7年 新規分	不当労働行為	0	1	0	0	2
	法人登記	1	0	0	0	
	委員推薦	0	0	0	0	
	労働者 供給事業	0	0	0	0	
合計		1	2	0	0	3

4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は地方公営企業等の職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者、すなわち労働組合に加入することができない者の範囲を認定し、これを告示することとなっている。

令和7年中に行った認定・告示は1件である。

認定 番号	認定 年月日	告示 年月日	地方 公営 企業 等名	勤務箇所	労働組合法第2条 第1号に規定する者	備考
1	7.6.25	7.7.4	静岡市上下水道局	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 上下水道経営企画課 上下水道経理課	局長、局次長、部長、参与、課長、 水道事務所長、下水道事務所長、担 当課長、参事 主幹 課長補佐 総務係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査 課長補佐 経営戦略係の係長、副主幹、主査 課長補佐 経理第1係の係長、副主幹、主査 経理第2係の係長、副主幹、主査	組織改正に伴う変更

労働争議の調整

1 概 況

令和7年中に取り扱った調整事件は8件であり、繰越2件、新規申請6件であった(※1)。

新規申請事件6件の内訳は、申請者別ではすべて労働組合であった。業種別では、製造業が1件、サービス業が4件、その他が1件(医療・福祉1)であった。調整事項別では、賃金等が1件、団交促進が4件、経営・人事が1件であった。

令和7年中に係属した8件は全件が年内に終結した。終結した8件の内訳は、解決3件、打切り4件、取下げ1件で、所要日数(調整員の指名から終結までの日数)は最短が43日、最長が147日で、平均所要日数は86日であった。

調整事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
係属	前年からの繰越	0	0	1	0	2	
	新規申請	5	6	2	5	6	
	計	5	6	3	5	8	
新規申請の内訳	申請者	労働組合(うち争議団)	4 (0)	6 (0)	1 (0)	5 (0)	6 (0)
		使用者	1	0	1	0	0
		労使連名申請	0	0	0	0	0
		計(※2)	5	6	2	5	6
		業種(※3)	建設業	0	0	0	0
	製造業		1	3	1	0	1
	運輸業		1	2	0	1	0
	卸売・小売業		0	0	0	0	0
	サービス業		1	1	0	1	4
	その他		2	0	1	3	1
	計(※2)	5	6	2	5	6	
	調整事項	賃金等	0	2	1	1	1
		給与以外の労働条件	0	0	0	1	0
		団交促進	2	4	0	2	4
		経営・人事	3	0	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
	計(※2)	5	6	2	5	6	
終結状況	解決	2	1	1	3	3	
	打切り	2	3	1	0	4	
	取下	1	1	1	0	1	
	不開始	0	0	0	0	0	
	移管	0	0	0	0	0	
	翌年への繰越	0	1	0	2	0	
計	5	6	3	5	8		
終結事件の平均所要日数		52	73	75	98	86	

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通番	事件番号	調整区分	申請	人数		業種	調整事項	事件概要	調整結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
1	6 (調) 4	あっせん	労	70	130	医療・福祉 (社会福祉事業)	解雇撤回等	組合員の解雇撤回等をめぐる団交の実施を求めた事件。金銭解決について調整したものの合意に至らなかった。	打切り	6.9.9 (6.9.17) 7.2.10	2	155 (147)
2	6 (調) 5	あっせん	労	18	70	その他サー ビス業	団交促進	組合員の労災事故に関する団交の実施を求めた事件。被申請者から不応諾の意向が示された。	打切り (不応諾)	6.10.16 (6.10.24) 7.2.19	—	127 (119)
3	7 (調) 1	あっせん	労	10	123	労働者派遣 業	団交促進	組合員のシフト等をめぐる団交の実施を求めた事件。解決金の支払による調整を図った。	解決	7.2.12 (7.2.14) 7.4.7	1	55 (53)
4	7 (調) 2	あっせん	労	20	70	その他サー ビス業	団交促進	組合員の未払賃金をめぐる団交の実施を求めた事件。問題が事実上解決したとして取下げられた。	取下げ	7.4.4 (7.4.15) 7.6.27	—	85 (74)
5	7 (調) 3	あっせん	労	105	80	労働者派遣 業	解雇撤回等	組合員の解雇撤回をめぐる団交が進展していないとして、解雇撤回等を求めた事件。解決金の支払による調整を図った。	解決	7.5.15 (7.5.23) 7.8.8	1	86 (78)
6	7 (調) 4	あっせん	労	25	153	医療・福祉 (社会福祉事業)	団交促進	組合員の労災事故に関する団交の実施を求めた事件。団交ルールの設定について調整したものの合意に至らなかった。	打切り	7.8.26 (7.8.27) 7.12.17	1	114 (113)
7	7 (調) 5	あっせん	労	115	45	製造業(輸送 用機械製造 業)	賃金問題と パワハラ等 の解決	組合員の賃金問題及びパワハラ等の解決を求めた事件。解決金の支払による調整を図った。	解決	7.10.6 (7.10.9) 7.12.11	1	67 (64)

通番	事件番号	調整区分	申請	人数		業種	調整事項	事件概要	調整結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
8	7 (調) 6	あっせん	労	79	101	労働者派遣業	団交促進	組合員の雇止め撤回等をめぐり団交の実施を求めた事件。被申請者から不応諾の意向が示された。	打切り (不応諾)	7.10.30 (7.11.7) 7.12.19	—	51 (43)

(注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。

2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。

3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事件番号	令和6年(調)4号	調整区分	あっせん
申請者	X労働組合	被申請者	有限会社Y
申請年月日	令和6年9月9日	指名年月日	令和6年9月17日
終結年月日	令和7年2月10日	終結事由	打ち切り
調整事項	解雇撤回等		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、Yが経営する施設で正社員として勤務していたところ、利用者への不適切な行為を理由として、解雇予告通知及び休業命令書を手交されたため、Xに相談し、加入した。

その後、Aと同じ施設で正社員として勤務していたXの組合員Bについても、利用者への不適切な行為を理由として、解雇予告通知及び休業命令書を手交され、A及びBは休業扱いとなった。

Xは、A及びBにはそれぞれ解雇理由とされる事実に心当たりがないとして、解雇撤回や解雇理由の根拠提示等を求める団交申入れを行った。両当事者は団交を行ったものの、XはYから解雇理由の具体的な根拠等はほとんど示されなかったとして、再度団交申入れを行ったが、Yからは日程調整を行う旨返答があったのみでその後連絡はなく、団交は行われなかった。

Xは、Yとの交渉が進展しないことから、A及びBの解雇撤回や金銭支払等を求めてあっせんを申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・組合員らの復職を第一に要求する。
- ・退職を前提とする場合、休業手当と本来の賃金との差額及び慰謝料を求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・組合員らの復職には応じられない。
- ・組合員らそれぞれに対し、一定の金額を解決金として支払うことはできる。

○ 結果

第1回あっせんにおいて、両当事者の主張を踏まえ、A及びBが退職することを前提とした金銭解決により調整を図ることとし、Yが提示した金額をXに伝えたところ、改めて検討すると回答があったことから、本件は打掛けとした。

第2回あっせんにおいて、金額の調整を図ったものの、Xの要求額とYの提示額が大きく乖離していることから、これ以上の調整は困難であると判断し、あっせんの打ち切りを決定した。

事件番号	令和6年(調)5号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y
申請年月日	令和6年10月16日	指名年月日	令和6年10月24日
終結年月日	令和7年2月19日	終結事由	打切り
調整事項	団交促進		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、Yで就業中、労災事故に遭い、休業した。この際の被申請者の対応についてXに相談の上、AはXに加入した。

Aの労働契約関係書類の提示、業務災害補償保険の内容の提示を議題として、1回目の団体交渉が開催されたものの、Yから十分な資料の提示はなく、質問に対してもYからは要領を得ない回答しかなされなかった。

二度目の団体交渉では、Yは、Aと雇用契約はなく、労災終了後の出勤がないので雇用契約は自然消滅したと主張した。Xは、時給及び残業時間の計算が不当であること等を主張し、修正を求めたものの、Yは期限までに回答しなかった。

Xは、雇用関係は維持されており、Aの円満退職に向けた話し合いを行いたいとして、賃金の未払等を議題とした三度目の団体交渉の申し入れを行ったが、Yは応答しなかった。

これを受けて、Xは、誠実な団体交渉の開催を求めてあっせん申請を行った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ Yは、Aに対して雇用契約書を交付せず、口頭により勤務内容、就業場所、賃金額を伝えただけだった。また、時給単価も当初示した額から一方的に切り下げられ、未払賃金が発生している可能性がある。
- ・ Aが、自分の処遇がどのようになっているのかわからない状況であり、不明な点は早期に明らかにして問題の解決を図りたいので、早急に団体交渉を開催するよう求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ Aは、短期の臨時アルバイトとして雇用した。その期間が終了したのに、その後も現場で勤務を続けた。Yはそのことについて許可しておらず、雇用契約は存在しない。
- ・ 就労した以上は賃金を支払うこととしたが、時給は、業務内容や他の従業員との均衡を考慮して改めて決めたのであり、一方的に切下げたものではなく、未払賃金もない。

○ 結果

Yからあっせん不承諾の回答があったことを受け、あっせん員協議を行った結果、Yのあっせん不承諾の意思が固いこと等から、これ以上の調整は困難であるとして、本件打切りを決定した。

事件番号	令和7年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	X労働組合	被申請者	有限会社Y
申請年月日	令和7年2月12日	指名年月日	令和7年2月14日
終結年月日	令和7年4月7日	終結事由	解決
調整事項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>Xの組合員Aは、別の会社と関係を持っているとして、Yから勤務のシフトを外され、退職を促された。これを受け、AはXに相談し、組合に加入した。</p> <p>Xは、Yに対してAの組合加入通知及び団交申入書を送付したものの、Yは、Xが労働組合法で保護された労働組合であることを確認できなければ交渉しても解決に至らない、との主張をし、団交に応じなかった。</p> <p>Xは、Yの従業員であるAがXの組合員である以上、Xが労働組合法の保護を受けているか否かによらずYにはXとの団交応諾義務があること、少なくともXの上部団体は法人格を有していること等を伝え、再度団交を申し入れたが、YはAがXの組合員であることの証明等を求め、団交に応じなかった。</p> <p>これを受け、Xは、Yがいたずらに団交を引き延ばしているとして、団交促進を求めてあっせん申請をするに至った。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aが業務に従事しなかったのはYがシフトを入れなかったためであり、無断欠勤ではない。この間の休業手当の支払を求める。 ・ Yは、AがXの組合員であることの証明に固執し、団交の開始をいたずらに引き延ばしている。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aを完全にシフトから外したわけではない。出勤がない現状は無断欠勤である。 ・ Aは、他の会社とも関係を持っており、そちらのために働くのであればYに辞表を出したらどうかといった発言はしたが、退職届を出せというような言い方はしていない。 ・ AがXの組合員であること、Xが労働組合であることは理解した。 <p>○ 結果</p> <p>双方に金銭解決の意向があったものの、金額については主張に大きく隔たりがあった。そこで、労使あっせん員からそれぞれに対し金額の歩み寄りを促したところ、解決金の支払、Yが立替えていたAの社会保険料自己負担分の請求権放棄等で、両当事者の合意が成立し、本件は解決した。</p>			

事 件 番 号	令和7年(調)2号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y
申請年月日	令和7年4月4日	指名年月日	令和7年4月15日
終結年月日	令和7年6月27日	終 結 事 由	取下げ
調 整 事 項	団交促進		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、賃金が本来支給されるべき金額より少ないと考えたことから、Yの上司に相談したところ、悪態をつかれたうえ、後日、請求分の一部だけが支給された。

Aはその後も就労を続けたが、なお不足分があることに納得ができず、Y代表に支払を求めたところ、当初拒否され、その後、減額を持ち掛けられるなどの対応をされた末に、最終的に要求どおりの金額が支給された。

AはこれらYの一連の対応について不信感を抱き、Xに相談し、加入した。これを受けて、Xは、ずさんな賃金計算によるさらなる未払賃金の存在を疑い、FAX、郵送及びY本社に出向くなどして団体交渉の申入れを行ったが、いずれもYから応答がなかった。この対応が不誠実であるとして、団交開催を求めてあっせんを申請するに至った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ YはAに不足分を支払ったものの、正当な賃金額に訂正した上で支払われたものではなく、その金額は誤っている可能性がある。
- ・ Yの賃金計算はずさんであり、さらに未払賃金が発生している可能性があるが、資料の提示を求めてもYから応答がないため、実態がわからない状況である。
- ・ 実態を明らかにし、問題を早期に解決したいので、早急に団体交渉に応じ、誠実に対応することを求める。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ Aの給与計算に用いた時給単価は、被申請者が定めた正当なものである。Aの上司が自己判断でYが了解していないことを説明したと思われる。
- ・ Aが自己申告した業務従事時間を元に給与計算していたものの、不足があった可能性を完全に払拭できなかったため、既にAが不足分と主張する額を支払っている。Yが主張するような更なる未払賃金はない。

○ 結果

- ・ YがAに支払った「不足分」は額が誤っているとして、正当な額の支払を求めてAとYで話し合いを続けた結果、YはAの要求に応じた。これを受けて、Xは、未払賃金の問題は解決し、団体交渉を行う必要がなくなったと判断し、あっせん申請を取り下げるに至った。

事件番号	令和7年(調)3号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y
申請年月日	令和7年5月15日	指名年月日	令和7年5月23日
終結年月日	令和7年8月8日	終結事由	解決
調整事項	解雇撤回等		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、派遣先から、勤務開始時間の変更に係る打診を受け、その場で応諾しなかったところ、翌日、Yから解雇予告通知が交付された。このことを団交事項として、XとYとの間で団体交渉が2回行われ、その後も文書又はメールにより交渉が行われた。

これら交渉過程において、YからXに対し、Aの解雇理由は就業規則における解雇事由に係る規定「業務に非協力的で協調性を欠き従業員として不適格なとき(勤務開始時間変更に係る打診を拒否したこと)」に該当したためとの説明があったが、これを裏付ける事実について、両当事者の主張がかみ合うことはなく、平行線をたどる状況に至った。

そこで、申請者は、被申請者との交渉によってはこれ以上の事態の進展は見込めないことから、Aの解雇撤回等を求めて当労委にあっせん申請を行った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・勤務開始時間の変更に係る打診を拒否した事実はなく、また、解雇予告通知以前に別の派遣会社の紹介もなかったこと等から、Aの解雇は不当であった。
- ・AがYへ復職できたとしても就労環境としては難しい状況が想定されること等から、できれば金銭解決を希望する。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・Aが勤務開始時間の変更に係る打診を2度拒否した事実については、関係者に確認済みである。また、同日、Y代表はAに対して別の派遣先を紹介するためにAの来社を待っていたが、Aが現れなかったため、紹介することができなかったという事情があった。
- ・Yには、有休未消化残の買取相当分を支払うことで解決することを提案したが受け入れられなかった。

○ 結果

- ・各当事者に対し、金銭解決に係る歩み寄りの余地について粘り強く調整を図ったところ、両当事者の合意が成立し、本件は解決した。

事 件 番 号	令和7年(調)4号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	Y法人
申請年月日	令和7年8月26日	指名年月日	令和7年8月27日
終 結 年 月 日	令和7年12月17日	終 結 事 由	打切り
調 整 事 項	解雇撤回等		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、有期契約の非常勤職員として、Yにおいて介護職として勤務していたところ、入浴介助において、入所者をストレッチャーへ移動する際に負傷し、休職するに至った。

AはYに対し、復職希望である旨を伝えたが、ケガの様子から業務に支障があるとして復職は認められず、雇用契約の期間満了をもって契約が終了となった。

Aは当初、Xとは異なる組合（以後、Zとする。）に加入し、Zは、Aの雇止めの撤回及び当該労災事故に係る原因の究明等を内容とする団体交渉を計4回行ったものの交渉は決裂した。

A及び当該団交に参加したZの組合員達はXへ移籍し、死傷病報告書に係る不備の是正等を求め団体交渉の申入れを計4回行ったものの、当該事項に関してはZとの間で既に交渉済であること等を理由として、Yは団体交渉を行うことを拒否した。

このような状況から、Xは団交開催等を求めるあっせん申請を行った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ Xからの団交申入れに対し、Yが誠実に応じることを求める。
- ・ なお、本あっせんでは、団交期日、場所、団交事項等団交ルールの設定を求めることとしたい。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ A含むX関係者は、以前行われたZとYとの団交に参加しており、かつ、当該団交時に説明し尽くしている要求事項を蒸し返しているに過ぎず、正当な団交拒否理由があると認識している。

○ 結果

- ・ あっせん員から、両当事者に対して、本件労災事故とは切り離し、事故の未然防止に向けた作業マニュアルの作成等を団交事項とすることについて提案し、説得したが、合意に至らなかったことから、これ以上の調整は困難であるとして、本件の打切りを決定した。

事 件 番 号	令和7年(調)5号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	Y株式会社
申請年月日	令和7年10月6日	指名年月日	令和7年10月9日
終結年月日	令和7年12月11日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	未払賃金などの労働条件とパワハラ等の解決		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、部長に昇進したのを機に、それまで基本給に各種手当及び残業代を加えた給与が支払われていたのが、各種手当及び固定残業時間分を含めた固定給が支払われることになった。同時に、部長職のみ、裁量労働制が導入されるとともに、タイムカードが廃止され、客観的な労働時間の把握ができない状態になった。

Aは、親族の健康保険の扶養継続に係る認定基準や手続について、Yの総務担当者に相談した際、総務担当者から、大声で暴言を受けたとして、AはY代表取締役役に相談をしたものの、とりあってもらえなかった。同日、Aは、口頭で有給休暇を申請し、あっせん申請に至るまで休職している。

AはY代表取締役役に対しLINEやメール等で有給休暇を申請したものの、就業規則に記載されている「申請期限」に間に合わなかったことを理由に、一部を欠勤扱いとされた。

こうした中、AはXに加入し、第1回団体交渉において、パワハラに対する適切な対応や未払の給与の支払等を要求したところ、給与が振り込まれたが、通常と比較し少額であった。

申請者は、①労働条件の変更に伴う手当及び残業代の未払に係る請求、②パワハラと思われる事案への適切な対応、③欠勤扱いとなった有給休暇申請分の賃金請求、④給与額が少額であったことへの説明等を内容とする第2回団体交渉を申し入れたが、第1回団体交渉時に、申請者執行委員長が被申請者代表取締役役に対し、「お前」と発言したことについて適切な処理がされていないことを理由に、事実上交渉を拒否されている状態であった。

そのような状況の中、申請者は賃金未払などの労働条件及びパワハラ等の解決を求めるあっせん申請を行った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ Aが退職もやむを得ないものと考えていること等から、金銭解決を希望する。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ Aに係るパワハラ的事实はなく、相談にも対応していたが、相談窓口は未設置であった。
- ・ タイムカードを廃止する等、労務管理上問題はあったが、固定残業代導入後、賃金未払いは生じていない。
- ・ 解決金は一定程度検討の余地があるが、社会保険料の会社立替分は控除したい。

○ 結果

- ・ あっせんでは、両当事者の意向に沿って金銭解決を前提に調整を進めた。当初、両当事者の提示金額の開きが大きかったものの、あっせん員から両当事者に対し、粘り強く説得したところ、合意が成立し、本件は解決した。

事件番号	令和7年(調)6号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y
申請年月日	令和7年10月30日	指名年月日	令和7年11月7日
終結年月日	令和7年12月19日	終結事由	解決
調整事項	解雇撤回等		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、有期雇用契約の派遣労働者として就業開始後、派遣先での労働条件等に違和感を覚えたことからXに加入した。その後、Xは組合員Aの賃金引上げを内容とする団体交渉をYと実施した。

団体交渉後、Yから、賃上げには応じられない旨の回答があった。また、Yは就業規則を変更し、従業員間の金銭の貸借りを禁止することとした。

就業規則変更直後、Yは、Aが金銭の貸借りを行ったことを理由に雇止めする旨通知され、Yとの雇用期間満了により、Aは離職扱いとなった。

Xは、Aの雇止めの撤回を内容として、Yと2回目の団体交渉を実施し、その後、AはYから新規の派遣先として2社の紹介を受けたが、体調不良等を理由に、正式な回答を保留とした。

その後、Xは、計4回、Aとの雇用関係の継続確認及び短時間勤務を条件とする派遣先の紹介を内容とする団体交渉の申入れを行った。しかし、Aに関する労働者派遣契約の期間満了に伴い、YとAの雇用関係が終了となったこと等から、Yは団体交渉を拒否している。

このような状況から、Xは団交促進等を求めるあっせん申請に至った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・ 団体交渉の促進、Aの雇用関係の継続確認（雇止めの撤回）及び週2日から3日程度で短時間勤務可能な派遣先の紹介を求めたい。
- ・ 金銭解決についても検討する。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・ Aとの雇用関係終了後、派遣先を2社紹介したが断られた。現状、紹介できる派遣先はない。
- ・ 不当解雇や雇止めの事実がなく、雇用関係が既に終了していることから、団交及びあっせんには応じない。

○ 結果

- ・ 被申請者からあっせん不承諾の回答があったことを受け、あっせん員協議を行った。協議の結果、被申請者のあっせん不承諾の意思が固いこと等から、これ以上の調整は困難であるとして、本件打切りを決定した。

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和7年中に実施した調査件数は34件である。

業種別にみると、医療業が14件と最も多く、次いで鉄道業・道路旅客運送業8件、道路貨物運送業5件、港湾業5件、郵便・電気通信業2件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが31件と最も多く、次いで夏季一時金1件、年末一時金1件、労働条件の改善1件となっている。

労働争議実情調査の推移

(単位：件)

区分	項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	前年からの繰越	23	5	3	1	0
	新規	49	33	40	31	34
	計	72	38	43	32	34
業種	鉄道業・道路旅客運送業	10	8	10	7	8
	道路貨物運送業	12	9	12	8	5
	医療業	33	11	13	11	14
	廃棄物処理業	4	2	2	1	0
	郵便・電気通信業	3	2	2	2	2
	電力業	1	0	0	0	0
	港湾業	9	6	4	3	5
	計	72	38	43	32	34
交渉事項	賃上げ	52	27	26	25	31
	年間臨給	0	0	0	0	0
	夏季一時金	2	1	3	3	1
	年末一時金	11	6	12	4	1
	労働条件の改善	0	0	2	0	1
	その他	7	4	0	0	0
	計	72	38	43	32	34

個別的労使紛争のあつせん

1 概 況

令和7年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は14件であり、前年からの繰越しが2件、新規申請が12件であった。

新規申請12件の内訳は、申請者別では、労働者申請11件、使用者申請1件であった。

業種別では、医療・福祉が4件と多く、紛争内容別では、経営又は人事が6件と多かった。

係属事件のうち12件が年内に終結し、2件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決6件、打切6件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が127日、最短が23日、平均処理日数は60日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
係属	前年からの繰越	6	4	3	3	2
	新規申請	15	9	17	14	12
	計	21	13	20	17	14
申請者	労働者	14	9	16	13	11
	使用者	1	0	1	1	1
	計(※)	15	9	17	14	12
業種	農業	0	0	1	0	0
	建設業	1	0	1	2	1
	製造業	2	0	5	5	1
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	1	0	0	0
	運輸業	0	1	1	0	0
	卸売・小売業	3	1	1	1	2
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	不動産業	0	1	0	0	0
	専門技術サービス業	2	1	0	0	1
	宿泊・飲食サービス業	1	0	0	1	0
	生活関連サービス業・娯楽業	3	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	1	2	1	1
	医療・福祉	2	2	1	1	4
	複合サービス業	0	0	0	0	1
	サービス業	1	0	5	3	1
	その他	0	1	0	0	0
計(※)	15	9	17	14	12	
調整事項	経営又は人事	9	7	8	5	6
	賃金	1	0	2	0	2
	労働条件等	1	0	1	3	1
	職場の人間関係	4	2	6	6	3
	その他	0	0	0	0	0
計(※)	15	9	17	14	12	
終結状況	解決	7	7	6	7	6
	打切	8	3	11	8	6
	取下	2	0	0	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	4	3	3	2	2
	計	21	13	20	17	14
終結事件の平均処理日数(日)		64	94	73	68	60

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	6 (個) 12	労働者	契約社員	宿泊業	パワハラ等に対する慰謝料	被申請者からパワハラを受けたこと等に対して慰謝料等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	6.10.18 (6.10.30) 7.2.21	1	127 (115)
2	6 (個) 14	労働者	パート	建設業	一方的な退職手続による精神的苦痛に対する慰謝料及び未払賃金等	被申請者から一方的に退職を強要されたことに対する慰謝料や未払の時間外手当の支払等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	6.12.20 (6.12.25) 7.3.14	1	85 (80)
3	7 (個) 1	労働者	パート	医療・福祉(社会福祉事業)	労働条件の不利益変更等による精神的苦痛に対する慰謝料等	労働条件の不利益変更等による心理的苦痛に対する慰謝料の支払等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	7.3.4 (7.3.10) 7.4.24	1	52 (46)
4	7 (個) 2	労働者	契約社員	食料品製造業	パワハラに対する慰謝料等	被申請者からパワハラを受けたことに対して慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	7.3.13 (7.3.21) 7.4.25	—	44 (36)
5	7 (個) 3	労働者	パート	その他(協同組合)	雇止め撤回	雇止め撤回を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	7.3.26 (7.4.3) 7.5.12	1	48 (40)
6	7 (個) 4	労働者	パート	卸売業・小売業	賃金未払等	賃金未払等に対する補償を求めた事件。解決金について双方の合意が得られなかった。	打切り	7.5.2 (7.5.15) 7.7.16	1	76 (63)
7	7 (個) 5	労働者	契約社員	医療・福祉(社会福祉事業)	不当な配置転換に対する補償	不当な配置転換に対する補償を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	7.5.15 (7.5.23) 7.7.16	1	78 (70)
8	7 (個) 6	労働者	正社員	医療・福祉(社会福祉事業)	未払賃金及び精神的苦痛に対する慰謝料	未払賃金及び精神的苦痛に対する慰謝料の支払を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	7.8.26 (7.9.9) 7.10.14	—	50 (36)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日(指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数(所要日数)
9	7(個)7	労働者	契約社員	専門技術サービス業	休職期間満了に伴う退職手続の撤回等	休職期間満了に伴う退職手続の撤回等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	7.10.14(7.10.22) 7.11.26	—	44(36)
10	7(個)8	労働者	契約社員	サービス業	雇用契約の継続	雇用契約の継続を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	7.10.15(7.10.16) 7.11.6	—	23(22)
11	7(個)9	労働者	パート	教育・学習支援業(学校教育)	パワハラに対する謝罪等を求める	パワハラに対する謝罪等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	7.10.28(7.11.6) 7.12.16	—	50(41)
12	7(個)10	使用者	パート	医療・福祉(社会福祉事業)	本採用拒否に関する金銭解決	申請者による本採用拒否に関して、金銭解決を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	7.11.4(7.11.11) 7.12.19	1	46(39)
13	7(個)11	労働者	正社員	卸売業・小売業	解雇に係る補償	解雇(本採用拒否)に関して、金銭解決を求めた事件。	—	7.12.4(7.12.12)	—	—
14	7(個)12	労働者	正社員	建設業(設備工事業)	解雇予告手当の支払等	解雇予告手当の支払等を求めた事件。	—	7.12.17(7.12.24)	—	—

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
 - ・ パート・アルバイト・有期雇用労働者…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名で呼ばれている者
 - ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
 - ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者
- 2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。
- 3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。

連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や、各側委員それぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

(1) 全労委関係

① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日：令和7年6月13日（金）

主催労委：中央労働委員会、和歌山県労働委員会

講演：「今後の労働基準関係法制の検討課題」
中央労働委員会会長代理・

明治大学法学部教授 山川 隆一 氏

議題懇談：和解の取組について（中央労働委員会提案）

② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日：令和7年11月13日（木）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内容	備考
1	講演「比較法からみた日本のハラスメント法制の特徴と課題—2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて」	講師： 東京大学社会科学研究所准教授 日原 雪恵 氏

③ 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日：令和7年11月13日（木）～14日（金）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内容	備考
1	講演「労働委員会制度の意義と今後の課題」	講師： 元中央労働委員会会長・法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏
2	働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について	中央労働委員会提案
3	コロナ禍の教訓から学ぶ	中央労働委員会提案

(2) 14 都道府県関係

① 第 39 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催日：令和 7 年 7 月 3 日（木）

主催労委：新潟県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	調整・審査事件あるいは個別労働関係紛争あつせんの事例	新潟県労働委員会提案
2	使用者に向けた労働法令や労働委員会制度の周知・啓発の取組について	新潟県労働委員会提案
3	講演「心理学の知見を労働紛争の解決に活かす～意思決定のメカニズムから労働問題を理解する～」	講師： 新潟県労働委員会公益委員・ 国立大学法人新潟大学教育学部教授 田中 恒彦 氏

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開催日：令和 7 年 10 月 21 日（火）～22 日（水）

主催労委：広島県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	審査事件における争点整理等の工夫について	大阪府労働委員会提案
2	会社が解散した場合の親会社等の使用者性について	広島県労働委員会提案

(3) 関東ブロック関係

① 第 93 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和 7 年 5 月 15 日（木）

主催労委：栃木県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	不当労働行為救済命令の履行確認について	栃木県労働委員会提案

② 第 154 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和 7 年 5 月 15 日（木）～16 日（金）

主催労委：栃木県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	スキマバイトアプリ利用者からのあつせん申請について	千葉県労働委員会提案
2	講演：「労働紛争の現状と労働委員会の役割について」	講師： 中央労働委員会会長代理・明治大学法学部教授 山川 隆一 氏

③ 第 94 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和7年9月8日（月）

主催労委：千葉県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	同一企業において複数の労働組合が併存する場合の中立保持義務について	千葉県労働委員会提案

④ 第 155 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和7年9月8日（月）～9日（火）

主催労委：千葉県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応	東京都労働委員会提案
2	講演「フリーランス、スポットワーク等をめぐる紛争と労働委員会の役割」	講師： 東洋大学名誉教授 鎌田 耕一 氏

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日：令和7年9月9日（火）

主催労委：千葉県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（どのような対応方針を考えているのか。）	千葉県労働委員会提案

2 委員研修実施状況

(1) 公労使委員合同研修

開催日	令和7年9月4日（木）～5日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及び各側研修

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

開催日	令和7年12月1日（月）～2日（火）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及びグループディスカッション

(3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催日	令和7年10月8日（水）
主催者	静岡県労働委員会
内容	講演「最近の労働判例について — 非常勤講師の労働者性、有期・無期職員間の基本給格差の不合理性、 地方公務員の過労自殺と労災認定基準、地方公務員の不正行為と退職金不 支給の適法性など —」
講師	早稲田大学法学学術院教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日：令和7年6月12日（木）

主催労委：中央労働委員会、和歌山県労働委員会

議題：

- 1 審査・調整事件等の概況について
- 2 議題懇談
(1) 「外国人労働者に係る事案への対応について」

(中央労働委員会提案)

- (2) 「事務局職員の人材育成等について」

(中央労働委員会提案)

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日：令和7年7月18日（金）

主催労委：長野県労働委員会

議題：

	議題	提案労委
1	個別労働紛争のあっせん制度の案内等について	山梨県
2	不当労働行為救済申立事件における命令書作成に係るノウハウの蓄積及び継承について	
3	個別的労使紛争あっせん手続における本人確認について	静岡県
4	事務局による事前調査を引き延ばす調査対象者への対応について	
5	労働委員会制度に関するパンフレット等の共有について	新潟県
6	労働組合資格審査における組合規約の補正について	長野県
7	労働者性に疑義のある当事者によるあっせん申請等について	
8	個別あっせんにおけるあっせん事項の確認について	
9	あっせんの日程調整について	

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催日：不開催

主催労委：北海道労働委員会

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日：令和7年10月23日（木）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 労働組合法第2条の「主体」性について（栃木県労働委員会提案）
- 2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について（中央労働委員会報告）
- 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について（ディスカッション）

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日：令和7年10月24日（金）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 中央労働委員会からの説明
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告

区分	事例	発表労委
労働争議 調整事件	人事院勧告に準拠した賃上げ及びベースアップ評価料について争われた事例	福岡県
個別労働 紛争事件	定年退職者の継続雇用について争われた事例	鳥取県

- 3 都道府県労働委員会からの業務報告（静岡県労働委員会、和歌山県労働委員会、山口県労働委員会）

資 料

1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況（昭和21年～昭和24年6月）

(単位：件)

提訴 件数	取 下	自主解決	その他 による 解 決	却 下	決 定		
					違反あり	違反なし	処罰請求
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

年		処理別														合計	
		S24. 7～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61 ～ H7	H8～ 17	H18 ～ 27	H28 ～ R1	R3	R4	R5	R6	R7			
係 属 状 況	前年から繰越		1	5	20	38	7	0	4	2	0	0	1	1	79		
	新規申立	36	55	(203) 98	(1) 113	53	33	49	10	0	0	1	2	1	(204) 451		
計		36	56	103	133	91	40	49	14	2	0	1	3	2	530		
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	11	
			一部	0	2	10	14	11	10	6	5	1	0	0	0	0	59
		棄 却		2	0	2	1	1	4	6	1	1	0	0	0	0	18
		却 下		3	1	(2) 0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(2) 5
	取 下 ・ 和 解	取 下		5	10	(1) 13	(200) 12	(1) 9	12	10	2	0	0	0	1	1	(202) 75
		無関与和解		9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	0	136
		関与和解		15	19	27	42	10	9	19	4	0	0	0	1	1	147
移 送		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年へ繰越		1	5	20	38	7	0	4	2	0	0	1	1	0	79		

注1 () 内は、公務員関係の申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

(単位：件)

申立別及び産業別		年 別		新法														新法計
		旧法	新法	S21～ 24.6	24.7 ～30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	8～ 17	18～ 27	28～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	
① 申立別	組 合 申 立	23	20	51	92	109	51	33	49	10	0	0	1	2	1	419		
	個 人 申 立			(203)	(1)											(204)		
	組 合 ・ 個 人 申 立	4	16	4	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28		
	① 申立別の合計	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
② 産業別	農 業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	建 設 業	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6		
	製造業	食 料 品	2	4	1	2	10	3	3	1	1	0	0	1	0	0	26	
		飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		織 維 工 業	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		木 材 ・ 木 製 品	4	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0	26	
		出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	16	
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	
		鉄 鋼 業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		金 属 製 品	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	
		一 般 機 械 器 具	3	7	7	9	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	35	
		電 気 機 械 器 具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16	
	輸 送 用 機 械 器 具	1	2	7	5	9	5	1	6	1	0	0	0	0	0	36		
	情 報 通 信 機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
	精 密 機 械 器 具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	そ の 他 の 製 造 業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	15		
	電気・水道業	電 気 業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		水 道 業	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	
	運輸・通信業	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	8	
		道 路 旅 客 運 送 業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	0	31	
		道 路 貨 物 運 送 業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	21	
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	12		
	金 融 ・ 保 険 業	1	0	0	6	23	19	1	0	0	0	0	0	0	0	49		
	複合サービス事業	郵便局	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2		
	サービス業	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
		娯 楽 業	2	3	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	
		廃 棄 物 処 理 業	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
自 動 車 整 備 業		0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2		
医 療 業		0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	7		
社会保険・社会福祉・介護		0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5		
教育（自動車教習所を含む）		0	0	0	6	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	14		
機 械 等 修 理 業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3		
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		0	0	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	15		
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	8	8	1	1	0	0	0	0	0	0	1	23			
公務、分類不能の産業		0	0	0	(203)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(203)		
		0	2	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7		
② 産業別の合計		27	36	55	98	113	53	33	49	10	0	0	1	2	1	451		

注 () 内は公務員関係個人申立て・外書。注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

(1) 年別申請件数

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
前年から繰越			6	23	38	13	0	5	2	0	0	1	1	89
申請件数		1,767	315	218	193	165	166	70	0	17	1	21	2	2,935
計		1,767	321	241	231	178	166	75	2	17	1	22	3	3,024

(2) 申請理由別内訳

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
委員推薦	適合	1,526	146	66	85	111	95	54	0	17	0	19	0	2,119
	取下・打切	59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	72
	不適合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1,586	158	66	85	111	96	54	0	17	0	19	0	2,192
不当労働行為	適合	17	13	20	20	25	14	7	2	0	0	0	0	118
	取下・打切	49	74	74	68	29	33	7	0	0	0	2	2	338
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中	6	21	38	13	0	5	2	0	0	1	1	0	87
小計	72	108	132	101	54	53	16	2	0	1	3	2	544	
法人登記	適合	56	50	39	42	11	13	5	0	0	0	0	1	217
	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	20
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
小計	65	55	43	43	13	15	5	0	0	0	0	0	1	240
調停・その他 あつせん	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	38
	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	48
合計	1,767	321	241	231	178	166	75	2	17	1	22	3	3,024	

4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月～令和7年12月)

年度	事件番号	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
S57	57-1	57. 5.28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8.10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	56-10	57. 6. 7 (56. 8.28)	57. 6.22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出廷した者に対するいやがらせをしないよう要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の申立てがされた。 (審査委員名義)
	57-1	57. 6.15 (57. 2. 1)	57. 6.22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	55-7	57. 7.17 (55. 6. 1)	57.11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
S58	56-10	58. 5.27 (56. 8.28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7.19	有 口頭(要請)	58. 7.29	審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
	58-3	58. 8. 9 (58. 7.29)	58. 8. 9 58. 8.23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	58-3	59. 4.10 (58. 7.29)	59. 4.12	有 口頭(要請)	59. 4.16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するように要請した。 (審査委員名義)
S59	59-2	59. 5.10 (59. 4. 6)	59. 5.10	有 口頭(要請)	59. 5.24	不当労の申立て内容であるピラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	59-5	59. 6.19 (59. 6.15)	59. 7.12	無		59. 8.31、団体交渉を行うことで合意した。
S62	62-6	62.10.20 (62.10.20)	62.10.20 62.10.27 報告了承	有 口頭(要請)	62.10.24	出向について、なお一層話し合いを行うよう要請した。 (審査委員名義)
H6	6-4	6.10.17 (6.10. 7)	6.10.18 6.11.22 報告了承	有 口頭(要請)	6.11.15	審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し慎重な行動を取るよう、また、会社は人事異動について組合の理解を得られるよう努力するとともに双方で団交等のルールを協議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
H 8	6-5	8. 9. 25 (6. 10. 24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭 (要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることを ないよう、慎重な対応をしてほしい旨を 要望した。 (審査委員名義)
	6-5-2 8-3	8. 12. 24 (6. 10. 24) (8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書 (要請)	9. 1. 22	会社に対し、慎重な行動をするよう、ま た、労使関係のルール作りを進めるよう 要望した。 (三者名義)
H 2 3	2 3-1	23. 9. 30 (23. 6. 24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書 (要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いな どに慎重な行動を取るよう強く要望し た。 (三者名義)

(注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。

2 申立年月日欄 () は、不当労働行為の申立年月日

5 県労委命令交付後の経過一覧表

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令
1	S25	24 - 31	24.12. 8	25. 8.18	却下	—	—
2	"	24 - 32	24.12. 9	25. 9. 8	全部救済	—	—
3	"	25 - 2	25. 6.23	25. 8.23	却下	—	—
4	26	26 - 1	26.1.20	26. 3. 5	却下	—	—
5	28	27 - 1	27.11.18	28. 4. 9	棄却	—	—
6	29	29 - 3	29. 5.14	29. 8.20	棄却	—	—
7	34	34 - 3	34. 7. 6	34.11.18	却下	—	—
8	37	36 - 6	36.12.21	37. 8.25	一部救済	—	—
9	40	39 - 5	39. 7.17	40. 3. 2	一部救済	使 40. 3.15	—
10	41	40 - 1	40. 3.17	41. 2. 4	全部救済	使 41. 2. 8	—
11	"	40 - 3	40. 6.21	41.10.31	棄却	—	—
12	42	40 - 5	40.11.17	42. 2.21	一部救済	使 42. 2.27	—
13	"	41 - 1	41. 1.17	42. 4.20	一部救済	使 42. 4.27	—
14	"	41 - 2	41. 6. 3	42. 8.16	一部救済	—	—
15	44	43 - 6	43. 8. 2	44. 9.24	一部救済	使 44.10. 3	—
16	45	44 - 5	44. 2.14	45. 2.14	一部救済	使 45. 2.25	棄却 45. 12.16
17	"	43 - 11	43.11.20	45. 8.28	一部救済	使 45. 9. 9 労 45. 9.12	—
18	46	45 - 3	45. 4.14	46. 4.20	一部救済	—	—
19	"	45 - 6	45. 9. 3	46. 9.28	棄却	使 46.10. 9	—
20	"	45 - 2	45. 2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	—
21	47	45 - 10	45.12.11	47. 2. 9	一部救済	使 47. 2.21	—
22	48	47 - 1	併 合	47. 1.28	48. 6.25	全部救済	—
23	"	47 - 6		47. 5.17			
24	51	50 - 8	50. 5.26	51. 3.12	一部救済	使 51. 3.26	—
25	"	49 - 6	49. 5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	—

(昭和25年1月～令和7年12月)

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁 提訴	裁 判決	高裁 控訴	裁 判決	最高裁 上告	最高裁 判決		
-	-	-	-	-	-		ほか4件を併合
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 40.10.23
-	-	-	-	-	-		和解 41.11.28
労 41.12.27	命令の 一部取消 43. 2.16	使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48. 2. 5	当地労委の関与和解 48. 4. 2
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 42. 9. 2
-	-	-	-	-	-		和解(初審命令履行) 42. 7.25
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 45.10.24
使 46. 1.23	和解 47. 1.27	-	-	-	-		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 46. 7.20
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 3. 3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 6.24
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 49. 3. 6
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 51. 5.21
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 55. 2. 5

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委		
		初 審		再 審		申立て	命令	
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等			
26	54	50 - 1	50. 2. 8	54. 2. 8	一部救済	—	—	
27	"	51 - 6	51. 8.27	54. 2. 8	一部救済	—	—	
28	"	53 - 3	54. 2.20	54. 9. 3	全部救済	使 54. 9.17 取下55. 2. 5	—	
29	"	53 - 7	53. 6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11. 6	—	
30	"	50 - 2	50. 2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55. 1. 8	一部救済 62. 6. 3	
31	55	54 - 6	54. 5.21	55. 9. 8	全部救済	使 55. 9. 9	—	
32	56	54 - 5	併 合	54. 5.21	56.11. 5	一部救済	使 56.11.13	棄却 60. 7. 9
33	"	54 - 9		54. 8.31				
34	"	54 - 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	—	—	
35	58	56 - 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	—	—	
36	59	53 - 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	—	
37	"	56 - 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	—	—	
38	"	57 - 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	—	—	
39	60	58 - 4	併 合	58. 8. 8	60. 3.30	一部救済	使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18
40	"	58 - 5		58. 8.11				
41	"	55 - 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	—	
42	"	58 - 3 - 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17	
43	62	54 - 13	併 合	54.12.26	62. 6.15	棄却	—	—
44	"	55 - 1		55. 2.18				
45	63	58 - 3 - 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	—	
46	"	60 - 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10. 6	棄却 (一部変更) 8. 9. 4	
47	"	60 - 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	—	
48	H元	60 - 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	—	—	
49	"	60 - 2	併 合	60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10. 2	棄却 9. 2. 5
50	"	62 - 3		62. 4. 4				
51	"	62 - 1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2. 1.10	棄却 (一部変更) 8. 5. 8	

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
静岡地裁使 54.10.2	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 55.12.1
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 56.3.23
静岡地裁使 62.7.1 労 62.9.1	-	-	-	-	-	緊急命令申立て 62.8.25	当事者の和解により訴訟取下げ 元.8.17
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 57.2.13
東京地裁使 60.8.13	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 63.2.9
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 60.2.28
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
東京地裁使 61.8.4	棄却 2.5.17	東京地裁使 2.5.29	棄却 3.1.30	使 3.2.14	棄却 (一部取消) 7.2.23	緊急命令申立て 61.10.21 緊急命令認容 61.12.4 緊急命令一部履行 62.5.21	訴訟上の和解により訴訟取下げ 11.11.29
東京地裁使 8.8.19	一部取消 11.2.18	東京高裁中 11.3.4	取下げ 11.11.29	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 4.8.6
東京地裁使 62.7.31	棄却 2.5.30	東京地裁使 2.6.12	棄却 2.12.26	使 3.1.8	-		58-3-2と分離原告と訴訟参加人の和解により訴訟取下げ 3.5.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 元.8.22
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 3.5.20
東京地裁使 8.10.8	一部取消 12.2.23	東京高裁労・使 12.3.7	棄却 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
-	-	-	-	-	-		当事者の自主和解による取下げ 63.11.29
静岡地裁使 元.5.23	-	-	-	-	-		原告と訴訟参加人の和解による訴訟取下げ 4.2.19
東京地裁使 9.3.17	一部取消 12.2.23	東京高裁労・使 12.3.7	一部取消 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
東京地裁使 8.6.27	取消 10.5.28	東京高裁中 10.6.11	棄却 12.11.8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12		

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命 令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
52	2	62 - 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2. 9. 5	—
53	"	62 - 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11. 5	—
54	4	3 - 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	—	—
55	5	63 - 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11. 2	—
56	7	3 - 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7. 4.11	一部救済命令 12. 8. 4
57	"	5 - 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	—	—
58	9	8 - 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	—	—
59	"	8 - 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	—	—
60	"	6 - 5 - 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9. 6. 5	—
61	10	8 - 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9
62	11	4 - 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	—
63	"	6 - 5 - 2	併 合 6.10.24	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	—
64	"	8 - 3					—
65	"	9 - 2					—
66	"	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	—	—
67	15	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	—
68	16	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	—	—
69	"	14 - 2	併 合 14. 9.17	16. 4.16	一部救済	使 16. 4.28 労 16. 4.30	一部救済命令 (一部変更) 19. 9. 1
70	"	15 - 1					
71	"	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	—
72	17	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25
73	20	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	—	—
74	"	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20. 1. 5	棄却 21. 11. 13
75	21	20 - 6	20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	—
76	22	20 - 2	20. 7.16	22. 1.28	却下・棄却	労22. 2.10	—

行 政 訴 訟						緊 命 令 急 等	備 考
地 裁		高 裁		最 高 裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		命令確定 4.4.18 履行 4.8.3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
東京地裁 使 12.9.1	-	-	-	-	-		和解により取下 13.10.1
-	-	-	-	-	-		命令確定 7.9.30 履 行
静岡地裁 使 9.2.20	棄却 9.9.26	-	-	-	-		判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		命令確定 9.5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		命令確定 13.8.9
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 12.3.13
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		命令確定 11.12.19
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
-	-	-	-	-	-		命令確定 16.6.15
東京地裁 使19.9.27	却下 20.6.19	東京高裁 中労委 20.7.3	取消、差戻 し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立 て不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
東京地裁 労 19.6.15	-	-	-	-	-		和解により取下19.11.11
-	-	-	-	-	-		命令確定20.11.29
-	-	-	-	-	-		命令確定21.12.13
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 査		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
77	"	21 - 6	21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	-
78	"	20 - 3	20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	-
79	23	21 - 11	21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	-
80	"	21 - 9	21. 8.25	23. 3.24	一部救済	-	-
81	24	23 - 1	23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26	-
82	"	24 - 1	24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7	-
83	26	25 - 1	25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	-	-
84	27	26 - 2	26. 2.17	27. 2.12	棄却	-	-
85	28	27 - 1	併 合	27. 3.16	一部救済	-	-
86	"	27 - 4		27. 7. 6			
87	"	27 - 2	27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	-
88	29	28 - 2	28. 9.29	29. 9.21	棄却	-	-
89	"	28 - 3	28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	-
90	30	29 - 1	29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	-
91	R3	元 - 2	元.11. 8	3. 3.25	一部救済	-	-
92	3	2 - 1	2. 6. 1	3.12. 8	却下・棄却	労 3.12.16	-

行 政 訴 訟						緊 急 命 令	備 考
地 裁	高 裁	高 裁	最 高 裁	最 高 裁	最 高 裁		
提 訴	判 決	控 訴	判 決	上 告	判 決		
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定)24.6.14
-	-	-	-	-	-		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
静岡地裁 使 26.10. 8	取消 28. 1.28	東京高裁 28. 2. 9	取消 29. 3. 9	使29.3.23	上告受理の申立 て不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履 行
-	-	-	-	-	-		命令確定 27.8.12
-	-	-	-	-	-		命令確定 28.10.21 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定)29.8.10
-	-	-	-	-	-		命令確定 30.3.21
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 30.12.18
-	-	-	-	-	-		命令確定 3.9.25 履行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定)6.3.15

6 調整事件処理状況一覧表

(単位：件)

区分		年別													
		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
あ っ せ ん	解決		(1)					(1)							(2)
	打切	96	135	77	54	44	33	51	12	2	1	1	3	3	512
	取下	18	14	28	50	25	27	44	(1)	(1)		(1)		(2)	(5)
	規則65条2項 (不開始)	23	18	58	(1)	7	15	4	3	1	1	1	0	1	(1)
	翌年へ繰越	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		1	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	2	0	8
	小 計	138	167	169	121	76	78	100	32	5	6	2	5	6	905
解決率※	84.2%	90.7%	73.3%	51.9%	63.8%	55.0%	53.6%	40.0%	50.0%	25.0%	50.0%	100.0%	42.9%	68.6%	
調 停	解決	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切	4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11
	取下	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	移管	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	翌年へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	26	1	5	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	37
仲 裁	取下	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
	翌年へ繰越	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小 計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
合 計	164	169	174	121	78	78	103	32	5	6	2	5	6	943	

注：（ ）内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

※解決率（繰越事件は終結年に計上）＝解決件数/（解決＋打切り）……小数点第2位以下四捨五入

7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

(単位：件)

項目		年別														合計
		S21~30	31~40	41~50	51~60	S61~H7	H8~17	18~27	28~R2	R3	R4	R5	R6	R7		
賃金等	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	1	0	1	0	1	0	229	
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	10	
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	18	
	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	0	118	
	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	2	0	1	1	0	1	31	
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	3	0	0	0	0	0	50	
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7	
小計		107	109	105	57	32	29	21	7	0	2	1	1	472		
給与以外の労働条件	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8	
	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	1	0	0	0	0	0	18	
	小計	0	3	5	5	8	3	2	1	0	0	0	1	0	28	
団交促進	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	13	2	4	0	2	4	228	
	小計	2	14	53	48	25	24	37	13	2	4	0	2	4	228	
経営・人事	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	14	
	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	6	2	0	0	1	1	82	
	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	4	1	0	1	0	0	29	
	小計	37	26	7	8	6	11	31	10	3	0	1	1	1	142	
その他	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0	20	
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	14	
	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	16	
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	1	0	0	0	0	0	23	
	小計	18	17	4	3	7	11	12	1	0	0	0	0	0	73	
合 計		164	169	174	121	78	78	103	32	5	6	2	5	6	943	

注 繰越事件は申請年に計上

8 調整事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年 別														
		S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	S61 ～ H7	H8 ～ 17	18 ～ 27	28 ～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計	
A 農 業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
B 漁 業		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
C 鉱 業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
D 建 設 業		1	3	3	1	0	3	5	0	0	0	0	0	0	16	
E 製造業	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	6	1	2	0	0	0	29	
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	11 織 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	26	
	12 木 材 ・ 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	27	
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	28	
	15 印刷・同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26	
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	28	
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	21 窯業・土石製品	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21	
	22 鉄 鋼 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	23 非 鉄 金 属	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	
	24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	1	0	0	16	
	25～27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	0	60	
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	7	
	29 電 気 機 械 器 具	5	1	8	7	—	2	2	0	0	0	0	0	0	25	
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	
	31 輸 送 用 機 械 器 具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	1	55	
	32 その他の製造業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	43	
	小計		111	92	85	53	20	19	19	8	1	3	1	0	1	413
	F 電気・ガス・水道業	33 電 気 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		36 水 道 業	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	小計		0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	G 情 報 通 信 業		19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	23
	H 運輸業	42 鉄 道 業	11	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19
		43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	2	4	1	0	0	0	0	0	53
		44 道路貨物運送業	1	20	14	7	8	20	12	3	1	2	0	1	0	89
		47 倉 庫 業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
		48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	小計		14	46	28	14	15	22	18	4	1	2	0	1	0	165
I 卸 売 ・ 小 売 業		2	9	14	9	1	7	6	3	0	0	0	0	0	51	
J 金 融 ・ 保 険 業		0	2	9	3	10	4	0	1	0	0	0	0	0	29	
K 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
L 学術研究・専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
M 宿 泊 ・ 飲 食 サービス 業		0	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	7	
N 生活関連サービス・娯楽業		3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業		1	1	12	9	3	6	7	3	0	0	0	0	0	42	
P 医療・福祉	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	3	0	0	0	1	0	25	
	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	1	2	1	1	1	1	19	
小計		3	5	3	3	5	5	9	4	2	1	1	2	1	44	
Q 複合サービス事業(郵便局、協同組合等)		0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	0	29	
R サービス事業(他に分類されないもの)	88 廃 棄 物 処 理 業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	16	
	90 機 械 等 修 理 業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	91～92 労働者派遣・その他の事業サービス業	0	0	0	0	1	3	20	4	1	0	0	1	3	33	
	93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
95 その他のサービス業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	1	31		
小計		4	7	11	12	9	6	23	7	1	0	0	1	4	85	
S 公 務		0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4	
T その他(分類不能の産業)		0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	
合 計		164	169	174	121	78	78	103	32	5	6	2	5	6	943	

注 繰越事件は申請年に計上

9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

(単位：件)

年別 所要日数	S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	1	0	0	0	0	0	124
6～10日	15	43	26	18	11	7	4	2	0	0	0	0	0	126
11～15日	12	22	30	14	9	10	5	1	0	0	0	0	0	103
16日～1月 (16～30日)	36	38	33	28	20	17	25	6	0	0	0	0	0	203
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	21	23	23	13	18	42	12	3	2	0	0	2	189
2月超 ～3月以内 (61～90日)	7	9	13	6	6	10	19	6	2	2	2	2	3	87
3月超 ～6月以内 (91～180日)	28	2	9	8	12	10	7	5	0	1	1	1	3	87
6月超 (181日～)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	164	169	174	121	78	76	103	33	5	5	3	3	8	942

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

10 労働争議実情調査件数一覧表

(単位：件)

年 別 項 目		S26～	31～	41～	51～	S61～	H8～	18～	28～	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		30	40	50	60	H7	17	27	R2						
件数	繰越									23	5	3	1	0	32
	新規	53	363	668	665	609	812	676	318	49	33	40	31	34	4,351
計		53	363	668	665	609	812	676	318	72	38	43	32	34	4,383
組合員数(人)		10,629	234,790	360,626	239,682	166,908	177,288	125,294	62,886	8,740	5,630	6,805	6,182	6,719	
事業の種類	陸運(旅客)	12	156	197	132	138	102	101	46	10	8	10	7	8	927
	陸運(貨物)	2	105	285	178	122	226	162	67	12	9	12	8	5	1,193
	水船(渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	医療	0	46	130	227	307	399	323	160	33	11	13	11	14	1,674
	その他	39	45	48	121	42	85	90	60	17	10	8	6	7	578
	計	53	363	668	665	609	812	676	333	72	38	43	32	34	4,398
交渉事項	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	208	52	27	26	25	31	1,940
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	11	0	0	0	0	0	121
	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	24	2	1	3	3	1	567
	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	80	11	6	12	4	1	985
	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	0	171
	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	34
	その他	20	34	69	93	138	118	84	10	7	4	2	0	1	580
計	53	363	668	665	609	812	676	333	72	38	43	32	34	4,398	
争議行為(注)	有	不明	136	281	99	112	47	32	23	3	4	2	2	5	746
	無	不明	227	387	566	497	765	644	310	69	34	41	30	29	3,599
	計	0	363	668	665	609	812	676	333	72	38	43	32	34	4,345
調査動機	予告による	0	286	645	665	609	809	676	333	72	38	43	32	34	4,242
	労政からの相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	労使からの相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	111
	その他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
計	53	363	668	665	609	812	676	333	72	38	43	32	34	4,398	
調査結果又は終結事項	解決	18	298	529	563	472	431	351	130	28	16	16	12	19	2,883
	移行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	127
	打切	5	18	78	52	62	237	252	106	39	19	26	17	13	924
	繰越	0	10	8	45	73	144	73	97	5	3	1	3	2	464
計	53	363	668	665	609	812	676	333	72	38	43	32	34	4,398	

注 「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

(単位：件)

年別 処理 状況	H13 ～22	23 ～27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
解決			(1)				(1)	(2)	(3)	(1)	(3)	(2)	(13)
	81	30	7	6	5	2	2	5	4	5	4	4	155
打切							(1)	(3)	(1)	(2)			(7)
	70	23	6	6	10	11	3	5	2	9	8	6	159
取下								(1)					(1)
	20	1	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	28
不開始													
	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
翌年へ 繰越													
	0	1	0	0	0	2	6	4	3	3	2	2	23
計			(1)				(2)	(6)	(4)	(3)	(3)	(2)	(21)
	171	58	14	17	16	15	11	15	9	17	14	12	369
解決率※	53.6%	56.6%	57.1%	50.0%	33.3%	15.4%	42.9%	46.7%	70.0%	35.3%	46.7%	50.0%	50.3%

注1 各年の()内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

注3 (※) 解決率＝解決件数/(解決＋打切り)……小数点第2位以下四捨五入

12 個別的労使紛争のあつせん事件紛争内容別申請件数一覧表

(単位：件)

紛争内容		年別													合計
		H13 ～ 22	23 ～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
経営 又は 人事	解雇	50	19	6	1	3	5	5	4	6	6	3	4	112	
	配置転換・出向・転籍	10	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	16	
	復職	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	懲戒処分	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	退職	5	11	0	0	0	1	1	3	0	1	1	0	23	
	勤務延長・再雇用	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	その他経営又は人事	1	2	1	2	2	0	0	2	1	0	0	0	11	
小計	73	35	8	4	6	7	6	9	7	8	5	6	174		
賃金等	賃金未払い	6	2	2	1	0	0	1	1	0	1	0	1	15	
	賃金増額	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	賃金減額	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8		
	一時金	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
	退職一時金	51	6	0	7	1	1	1	0	0	0	0	67		
	解雇手当	20	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	26	
	休業手当	2	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	
	諸手当	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	その他賃金	1	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	6	
	年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	89	17	3	10	4	3	4	1	0	2	0	2	135		
労働 条件等	労働契約	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	
	労働時間	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2		
	休日・休暇	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2		
	年次有給休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	育児休業・介護休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
	安全・衛生	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	
	福利厚生制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	労働保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の労働条件等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
小計	4	1	1	2	1	0	0	1	0	1	3	1	15		
職場の 人間 関係	セクシャルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
	嫌がらせ	1	4	2	0	5	5	1	4	2	4	6	3	37	
小計	1	4	2	0	5	5	1	4	2	6	6	3	39		
その他	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
合計	171	58	14	17	16	15	11	15	9	17	14	12	369		

注 繰越事件は申請年に計上

13 個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年別											合計			
		H13 ~22	23 ~27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計		
A	農業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2		
D	建設業	9	3	2	1	0	0	0	1	0	1	2	1	20		
E	製造業	9	食料品	8	6	0	2	2	0	2	0	0	0	1	21	
		10	飲料・たばこ・飼料	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
		11	繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		13	家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
		15	印刷・同関連業	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		16	化学工業	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		18	プラスチック製品	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
		19	ゴム製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		23	非鉄金属	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		24	金属製品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		25~27	汎用・生産用・業務用機械器具	3	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	9
		28	電子部品・デバイス	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
		29	電気機械器具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
31	輸送用機械器具	6	3	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	14		
32	その他の製造業	6	2	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	12		
小計		39	17	1	5	4	2	3	2	0	5	5	1	84		
F	電気・ガス・水道業	33	電気業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		34	ガス業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		36	水道業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
小計		4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6		
G	情報通信業	39	情報サービス業	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
		40	インターネット付随サービス業	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
		41	映像・音声・文字情報製作業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		5	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8		
H	運輸業	42	鉄道業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		43-1	道路旅客運送業(バス専業)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		43-2	道路旅客運送業(タクシー業)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		44	道路貨物運送業	4	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	10	
		45	水運業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		47	倉庫業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		48	運輸に附帯するサービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		17	3	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	23		
I	卸売,小売業	16	7	4	0	0	1	1	3	1	1	1	2	37		
J	金融,保険業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
K	不動産業	2	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	6		
L	学術研究・専門技術サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)	2	2	0	0	0	0	2	1	0	0	8		
		73	広告業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
小計		4	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	10		
M	宿泊・飲食サービス業	75	宿泊業	4	4	0	0	0	0	1	0	0	1	10		
		76	飲食店	3	1	0	1	1	1	0	0	0	0	7		
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
小計		7	5	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	19		
N	生活関連サービス・娯楽業	78	洗濯・理美容・浴場業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
		79	その他の生活関連サービス業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
		80	娯楽業	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	
小計		2	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	7		
O	教育・学習支援業	4	2	0	1	0	1	0	0	1	2	1	1	13		
P	医療・福祉	83	医療業	13	5	2	2	0	4	2	2	0	0	30		
		85	社会保険・社会福祉・介護事業	6	6	2	3	3	0	2	0	2	1	1	4	30
小計		19	11	4	5	3	4	4	2	2	1	1	4	60		
Q	複合サービス事業	86	郵便局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		87	協同組合等、他に分類されないもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
小計		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
R	サービス事業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		90	機械等修理業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		91・92	労働者派遣・その他の事業サービス業	36	3	1	1	4	2	2	1	0	4	3	58	
		93	政治・経済・文化団体	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	6	
小計		40	4	1	2	6	2	2	1	1	5	3	1	68		
T	その他(分類不能の産業)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
合計		171	58	14	17	16	15	11	15	9	17	14	12	369		

注 繰越事件は申請年に計上

14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

(単位：件)

年別 処理日数	H13 ～22	23 ～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
5日以内	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
6～10日	14	9	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	25
11～15日	24	7	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	37
16日～1月 (16～30日)	59	19	3	5	8	1	2	5	0	0	0	1	103
1月超 ～2月以内 (31～60日)	56	20	8	4	3	8	3	2	3	7	7	7	128
2月超 ～3月以内 (61～90日)	8	1	2	1	3	3	2	6	2	5	5	3	41
3月超 ～6月以内 (91～180日)	4	0	0	2	1	0	0	4	5	5	3	1	25
6月超 (181日～)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	171	57	15	17	16	13	7	17	10	17	15	12	367

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

15 静岡県労働委員会の沿革と権限

(1) 沿革

時 期	内 容
昭和 20 年 12 月～ 昭和 21 年 3 月	<p>昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法（昭和 24 年の全文改正前のいわゆる「旧法」）により労働委員会制度が設けられ、翌 21 年 3 月 1 日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置された。</p> <p>旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであった。また、委員の任期は 1 年であった。</p>
昭和 21 年 3 月～ 4 月	<p>【静岡県地方労働委員会の発足】 労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日に労働者委員と使用者委員の各 5 人が、同年 3 月 31 日に第三者委員 5 人がそれぞれ委嘱され、同年 4 月 6 日に第 1 回総会が開催された。</p>
昭和 21 年 10 月	<p>9 月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整にあっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。</p>
昭和 23 年 7 月	<p>マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。</p>
昭和 24 年 6 月	<p>労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改称された（なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」という）。</p> <p>また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義になったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁判所への申立てなどが消滅した。</p> <p>不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改められ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更され、労使委員は決定に先立つ審問に参与するだけとなった。</p>
昭和 24 年 8 月	<p>中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規則を制定した。</p>
昭和 27 年 7 月	<p>労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に予告制度が採用された。</p>
昭和 27 年 10 月	<p>上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>
昭和 37 年 10 月	<p>行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。</p>

昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。
昭和 40 年 5 月	ILO87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正され、同法第 5 条第 2 項（非組合員の範囲の認定、告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年 4 月	労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 60 年 4 月、 昭和 62 年 4 月	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧 2 公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 また昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 なお、旧 3 公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和 62 年 4 月 1 日から国営企業労働委員会となった。
昭和 63 年 10 月	郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱ってきた国営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規定が労働組合法 19 条の 12 として独立に設けられた。
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止され、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。
平成 13 年 5 月	5 月 1 日から、地方自治法 180 条の 2 に基づき、知事から「個別的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。
平成 16 年 11 月	11 月 10 日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日とされた。
平成 20 年 10 月	10 月 1 日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

(2) 権限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限（準司法的機能）と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限（調整機能）及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
①	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、 地公労法 4 条
②	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
③	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
④	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、 労調法 10～35 条、 地公労法 4・14・15 条
⑤	特別調整委員設置等についての意見を述べること又はその人数について同意を行うこと	労調法施行令 1 条の 6
⑥	争議行為発生届を受理すること	労調法 9 条
⑦	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
⑧	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、 労調法施行令 11 条
⑨	事務を行うために必要があると認めるとき、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検し、業務状況等の検査を行うこと	労組法 22 条
⑩	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告示を行うこと	地公労法 5 条 2 項
⑪	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること、及び無制限に求職者を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること	職業安定法 20 条、 労働者派遣法 24 条
⑫	個別的労使紛争のあっせんを行うこと	地方自治法 180 条の 2 個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している（労組法 24 条、地公労法 16 条の 2）。

静岡県労働委員会年報
—令和7年版—

令和8年3月発行

編集 静岡県労働委員会事務局
発行 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
電話054-221-2280
FAX054-221-2860

〈静岡県労働委員会ホームページ〉

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyotoraburu/1049251/index.html>

